

本人・家族・同乗者のケガなどの補償

全教自動車保険の人身傷害保険なら、ご契約の車乗車中の事故だけでなく、家族の自動車事故によるケガでも保険金が支払われます。*しかも、過失割合に関わらず、また無保険車との事故でも補償されるので安心です。

*人身傷害(他車・車外自動車事故特約あり)の場合

人身傷害保険

基本セット

補償の概要

「記名被保険者とその家族*1」や、ご契約の車に乗車中の方が自動車事故により亡くなられたり、ケガをされた場合に生じる逸失利益や治療費などについて、保険金額(契約金額)を限度に「損害保険金」をお支払いします。



① 自動車事故全般を補償 (他車・車外自動車事故特約ありの場合)

全教自動車保険がおすすめする他車・車外自動車事故特約ありの契約では、人身傷害保険で補償の対象となる事故を「ご契約の車に乗車中の事故」だけでなく「他の車*2に乗車中の事故」や「歩行中や自転車運転中の自動車事故」など自動車事故全般に拡大しており、安心です。

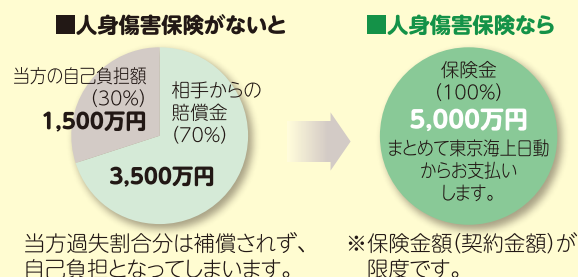
補償される方と事故の例

補償を受けられる方	搭乗者全員のケガを補償	「記名被保険者とその家族」*1のケガを補償	
補償される事故の例	①ご契約の車に乗車中の事故	②他の車*2に乗車中の事故*3	③歩行中や自転車運転中の自動車事故
他車・車外自動車事故特約ありの場合	○	○	○
他車・車外自動車事故特約なしの場合	○	× *5	×

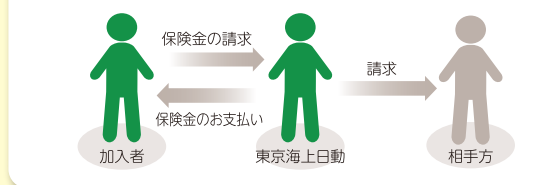
- *1. 「記名被保険者とその家族」とは、記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子、ご契約のお車の保有者*6・運転者*6をいいます。
- *2. 「他の車」には「記名被保険者とその家族」が所有または常時使用する車を含まないなど一定の条件があります。
- *3. 「②他の車に乗車中の事故」について、「記名被保険者とその家族」が運転中*4の事故は、同乗者も補償されます。
- *4. 駐車または停車中の場合、事業用の車を運転中の場合などを除きます。
- *5. 他車運転危険補償特約が適用される場合は、特約で補償の対象となることがあります。(補償の詳しい条件はP.16をご覧ください。)
- *6. 自賠法に定める保有者・運転者をいい、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合に限ります。

② 過失割合に関係なくスピーディにお支払いします

過失割合が30:70(当方の過失30%)の事故で当方のケガによる総損害額が5,000万円、保険金額(契約金額)が5,000万円の場合



相手方との示談を待たずにお支払い



相手方との面倒な交渉にわずらわされることなく、東京海上日動が被保険者に直接保険金をお支払いします。

③ 無保険車との事故でも補償します

他の車との事故により死亡された場合や後遺障害を被られた場合で、相手方が保険を契約していない等のために賠償金の支払い能力がなく、十分な補償が受けられないときでも、この人身傷害保険で補償を受けることができます。

※保険金額(支払限度額)は、2億円(保険金額が無制限の場合は無制限)となります。

※トータルアシストには「無保険車事故傷害特約」はありませんが、無保険車との事故については人身傷害保険で補償を受けることができます。

お支払いする保険金

損害保険金

損害額	控除額
普通保険約款に記載の基準に従い 東京海上日動が算出 ※裁判や示談による認定額と異なる場合があります。	相手から既に受領済の賠償金や労働者災害補償制度によって既に給付が決定した金額または支払われた金額

治療費などの補償(損害保険金)

保険金額(支払限度額) 5,000万円

治療費や休業損害など、補償を受けられる方に生じた損害(下記参照)について、1事故につき1名ごとに保険金額(契約金額)を限度にお支払いします。 ※ケガの治療を受ける際は、健康保険などの公的制度をご利用ください。



●お支払いの対象となる主な損害

入院・通院されたとき	治療費などの実費	+	休業損害	+	精神的損害
後遺障害が生じたとき	治療費などの実費	+	逸失利益	+	精神的損害 + 将来の介護料
亡くなられたとき	治療費などの実費	+	逸失利益	+	精神的損害 + 葬祭費

※お支払いする保険金は、補償を受けられる方の年齢や収入や家族構成などに応じて異なります。 ※全教基本セットでは5,000万円を保険金額(支払限度額)としていますが、3,000万円~無制限の範囲でご希望に応じて変更することが出来ます。

家族で複数の自動車をご契約の方へ

全教自動車保険では、加入者のみなさまの安心のため、すべての契約を他車・車外自動車事故特約ありにすることをおすすめしています。家族で複数の車を所有される場合は、いずれか1台を他車・車外自動車事故特約ありにすれば、その契約における「記名被保険者とその家族」は補償の対象となります。しかし、他車・車外自動車事故特約ありの契約の記名被保険者が変わったり、ご契約を解約(廃車などにより)された場合、他の契約の内容を変更しなければ、それまで補償の対象となっていた方が補償の対象から外れることがありますので注意が必要です。

傷害一時費用保険金 オプション

人身傷害保険により補償の対象となる事故で補償を受けられる方の入院・通院日数が通算して5日*6以上になった場合に、補償を受けられる方1名について10万円*7をお支払します。

*6. 5日目の入通院した日が、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。

*7. 契約時に支払額を20万円に増額することもできます。

※このオプションを選択しない場合、「傷害一時費用不担保特約」がセットされます。

入院時選べるアシスト特約 (入院時選べるアシスト) オプション

人身傷害保険により補償の対象となる事故で3日以上入院した場合に、補償を受けられる方1名について支払限度額*8の範囲内で、ホームヘルパーや家庭教師の費用等の補償メニューの中から、お好みの補償をお選びいただけます。

*8. 入院3日目に10万円の支払限度額が設定され、以後入院日数が10日経過するごとに10万円(退院時に端日数が生じた場合は、1日あたり1万円)の支払限度額が加算されます。ただし180万円を上限とします。

※東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。

※それぞれの補償メニューには、一定のご利用条件やご利用上限額があります。



- 人身傷害保険をセットしないこともできます。その場合は、以下の点が異なります。
- ・自損事故傷害特約と無保険車事故傷害特約が自動セットされます。
- ・搭乗者傷害特約(一時金払)もしくは搭乗者傷害特約(日数払)をセットすることができます。